

第 3 部 生活排水处理

第1章 生活排水処理の現状と課題

1 生活排水処理の現状

(1) 生活排水の処理体系

本市におけるし尿、生活雑排水^{※28}の処理体系は、下図に示すとおりです。

公共下水道への接続や合併処理浄化槽を設置している場合、生活排水は適正に処理されていますが、くみ取り便槽や単独処理浄化槽を設置している場合、し尿は適正に処理されるものの、生活雑排水は未処理のまま河川等に放流されます。

なお、し尿や各浄化槽から発生する浄化槽汚泥は本市が運営するし尿・浄化槽汚泥処理施設の衛生プラントに搬入され適正に処理されています。

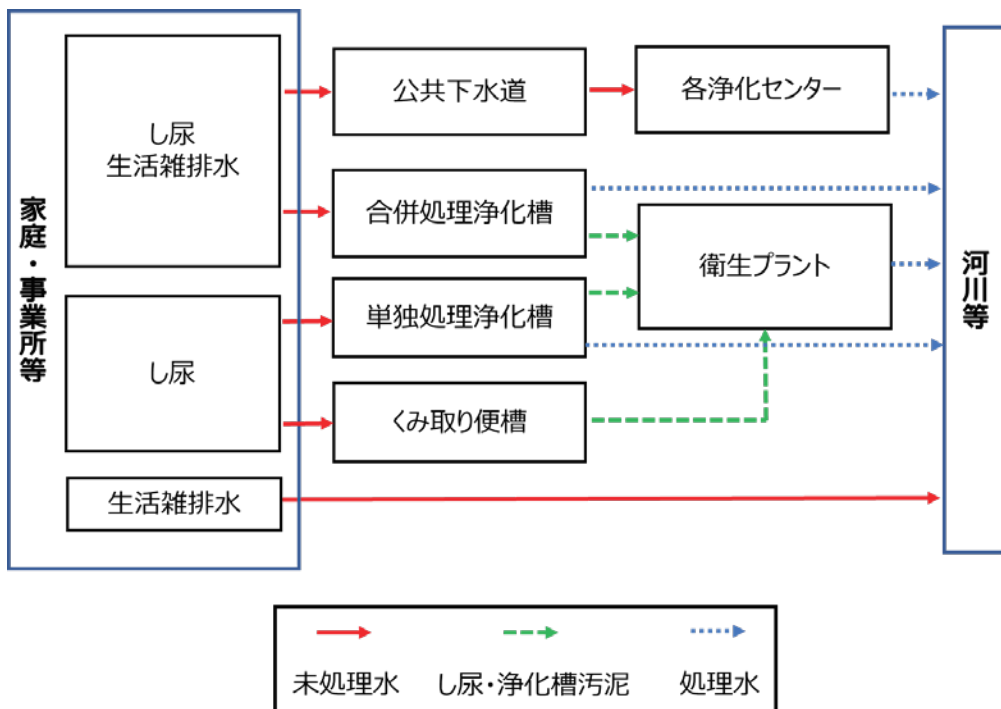


図 3-1 生活排水の処理体系

^{※28} 生活雑排水…台所、風呂など日常生活で使った水で、トイレ（し尿）を除いたもの。

(2) 生活排水の処理主体

生活排水の処理主体を下表に示します。

表 3-2 生活排水処理の主体

処理施設の種類	生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿・生活雑排水	市
合併処理浄化槽		個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿・浄化槽汚泥処理施設	し尿・浄化槽汚泥	市

(3) 生活排水処理形態別人口

生活排水の処理形態別の人口、水洗化率及び生活排水処理率について下表に示します。行政区域内人口の減少に伴い、公共下水道接続を除く合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、くみ取り便槽の利用者は減少していましたが、2022（令和4）年度にはそれまで増加していた公共下水道接続人口も減少に転じました。

なお、水洗化率及び生活排水処理率は上昇しています。

表 3-3 生活排水処理形態別人口

(単位：人)

項目	年度	2018	2019	2020	2021	2022
		(H30)	(R1)	(R2)	(R3)	(R4)
①行政区域内人口		311,326	311,129	310,317	309,011	308,038
②水洗化・生活雑排水処理人口	(1)公共下水道接続	202,700	204,164	205,232	205,341	205,096
	(2)合併処理浄化槽	65,761	65,333	64,849	64,348	63,969
	③水洗化・生活雑排水未処理人口 単独処理浄化槽	39,405	38,481	37,388	36,714	36,627
④非水洗化人口 くみ取り便槽		3,460	3,151	2,848	2,608	2,346
水洗化率		98.9%	99.0%	99.1%	99.2%	99.2%
生活排水処理率		86.2%	86.6%	87.0%	87.3%	87.3%

各年度3月31日時点

※水洗化率：（水洗化・生活雑排水処理人口②+水洗化・生活雑排水未処理人口③）÷行政区域内人口①×100

※生活排水処理率：水洗化・生活雑排水処理人口②÷行政区域内人口①×100

(4) 処理形態別施設の状況

① 公共下水道

公共下水道の整備状況及び計画区域図を下の図表に示します。

公共下水道の供用開始面積は、下水道基本計画に基づき整備を進めており、普及率は2022（令和4）年度の時点で約69%となっています。なお、2022（令和4）年3月に下水道基本計画（汚水編）の見直しを行い、社会情勢を踏まえた、適正な計画を策定・実施しています。

今後の整備計画として2026（令和8）年度までは上条地区を、2027（令和9）年度からは下市場町の全域と穴橋町、篠木町、十三塚町の一部において、整備を進める予定となっています。

表 3-4 公共下水道の整備状況

年度		2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	
項目	供用開始面積 (ha)	3,220.05	3,233.00	3,241.50	3,252.50	3,259.50	
	中央処理区	1,271.40	1,271.40	1,271.40	1,271.40	1,271.40	
	南部処理区	旧高蔵寺 処理区	1,038.60	1,038.60	1,038.60	1,038.60	1,038.60
		旧南部 処理区	910.05	923.00	931.50	942.50	949.50
供用開始区域内人口 (人)		213,834	214,450	214,490	213,979	213,645	
普及率		68.7%	68.9%	69.1%	69.2%	69.4%	

各年度3月31日時点

※普及率：供用開始区域内人口÷行政区域内人口×100



図 3-5 下水道計画区域図

② 浄化槽

浄化槽の設置状況を下表に示します。

2001（平成13）年度から単独処理浄化槽の設置が禁止されたことから、単独処理浄化槽は年々減少しており、合併処理浄化槽が増加しています。

表 3-6 単独処理・合併処理浄化槽の設置状況

項目 \ 年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
単独処理（基数）	19,424	19,235	19,043	18,868	18,811
合併処理（基数）	11,988	12,089	12,868	13,091	13,462
合計	31,412	31,324	31,911	31,959	32,273

各年度3月31日時点

(5) 下水道を除く生活排水処理の状況

① 収集運搬体制

くみ取ったし尿は下表のとおり、直営又は市の委託業者、浄化槽汚泥は市長が許可した収集運搬業者（以下「収集運搬許可業者」という。）が収集運搬し、衛生プラントへ搬入しています。

表 3-7 し尿・浄化槽汚泥の収集運搬体制

分類	収集運搬体制
し尿	直営・委託業者
浄化槽汚泥	収集運搬許可業者

② し尿及び浄化槽汚泥の搬入状況

し尿及び浄化槽汚泥の搬入状況について下表に示します。

し尿の収集量は減少し続けていますが、浄化槽汚泥については増減を繰り返しています。

表 3-8 し尿・浄化槽汚泥の搬入状況

（単位：kL）

項目 \ 年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
①し尿	6,153.56	6,015.85	5,910.02	5,769.05	5,567.76
(1)直営	657.92	605.69	551.87	548.14	520.76
(2)委託	5,495.64	5,410.16	5,358.15	5,220.91	5,047.00
②浄化槽汚泥	46,226.86	45,943.60	48,982.22	47,977.64	48,665.11
合計（①+②）	52,380.42	51,959.45	54,892.24	53,746.69	54,232.87

各年度3月31日時点

③ し尿・浄化槽汚泥処理事業費

し尿及び浄化槽汚泥の処理事業費と1人当たりの処理事業費について下の図表に示します。

衛生プラントの基幹的設備改良工事により、2017（平成29）年度と2018（平成30）年度に建設改良費が増加しました。また、1人当たりの処理事業費は2017（平成29）年と2018（平成30）年度を除くと全国や愛知県の平均を下回っています。

表 3-9 し尿・浄化槽汚泥処理事業費

（単位：千円）

項目	年度	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
建設改良費		521,030	1,120,982	-	-	-
処理費及維持管理費		313,852	366,184	315,423	320,084	324,587
	人件費	74,712	61,890	86,414	83,064	83,588
	処理費	120,660	165,807	116,176	110,115	114,698
	車両購入費	4,698	6,534	-	-	-
	委託費	113,782	131,953	112,833	126,905	126,301
その他		2,185	2,444	1,276	1,596	1,422
合計		837,067	1,489,610	316,699	321,680	326,009

表 3-10 1人当たりの処理事業費

（単位：円）

項目	年度	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
春日井市平均		7,700	13,700	3,000	3,100	3,100
愛知県平均		4,800	5,700	5,100	5,200	5,800
全国平均		6,800	7,000	7,600	8,200	7,500

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

※1人当たりの処理事業費：し尿・浄化槽汚泥処理事業費÷（合併処理浄化槽利用人数+単独処理浄化槽利用人数+くみ取り便槽利用人数）

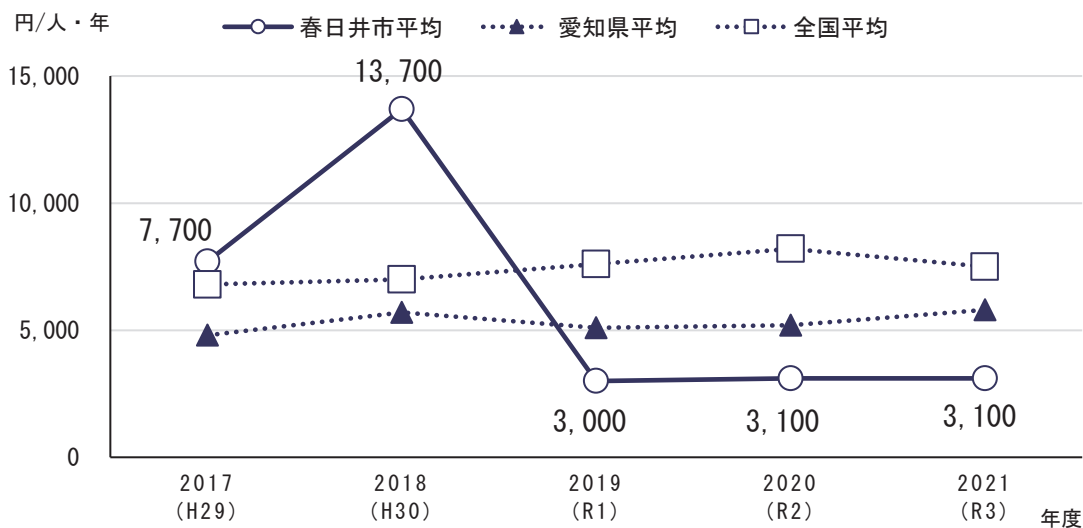


図 3-11 1人当たりの処理事業費の推移

④ し尿・浄化槽汚泥処理施設の概要

し尿・浄化槽汚泥処理施設の概要は、下の図表のとおりです。

表 3-12 し尿・浄化槽汚泥処理施設の概要

項目	内容
施設名称	春日井市衛生プラント
所在地	愛知県春日井市御幸町 1-1-2
延床面積	[処理棟]3,781.22 m ² [管理棟]437.33 m ²
処理能力	190kL/日 (し尿 25kL/日 浄化槽汚泥 165kL/日)
処理方法	標準脱窒素処理方式 [水処理]生物処理+高度処理(凝集沈殿、オゾン、砂ろ過、活性炭) [汚泥処理]直接脱水+乾燥焼却
改良工期	1988(昭和63)年4月供用開始 2016(平成28)年10月~2019(平成31)年3月基幹的設備改良工事



図 3-13 衛生プラント位置図

(6) 公共用水域の環境基準・環境目標適合状況

河川の水質状況を表す代表的な指標である生物化学的酸素要求量（BOD）^{※29}の調査結果を下表に、各測定地点を下図に示します。庄内川ではすべての地点において環境基準値（BOD基準値 2 mg/L 及び 5 mg/L）を達成しており、市が独自に設定する環境目標値（BOD基準値 5 mg/L）については八田川（御幸）と西行堂川（天王橋）を除く 12 地点中 10 地点において達成しています。

表 3-14 環境基準及び環境目標適合状況（BOD75%水質値）

（単位：mg/L）

地点		環境基準値（水域類型）及び環境目標値	※2012 (H24)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	適否	
庄内川	①	城嶺橋	2 (A)	1.5	0.9	1.0	1.2	○
	②	東谷橋	5 (C)	0.8	1.2	0.8	1.4	○
	③	大留橋	5 (C)	1.5	1.7	1.1	1.8	○
	④	勝川橋	5 (C)	1.3	1.3	1.6	2.0	○
	⑤	水分橋	5 (C)	4.2	2.8	2.3	3.0	○
鮎川	⑥	鮎川橋	5 (環境目標値)	1.1	0.8	0.8	1.6	○
内津川	⑦	松本橋		0.9	1.7	1.8	1.4	○
新繁田川	⑧	身洗橋		0.6	1.0	0.9	1.8	○
繁田川	⑨	大気橋		1.3	1.1	0.8	0.8	○
新木津用水	⑩	高山橋		1.7	1.9	1.8	1.3	○
八田川	⑪	新興橋		4.6	6.8	4.8	2.6	○
	⑫	御幸		9.2	7.1	6.8	7.0	×
地藏川	⑬	杵ヶ島橋		2.5	3.2	2.5	2.5	○
	⑭	長塚橋		2.1	2.9	2.3	2.2	○
新地藏川	⑮	新地藏橋		1.3	1.9	1.4	1.4	○
大山川	⑯	間内橋		2.1	2.5	1.8	1.7	○
西行堂川	⑰	天王橋		8.0	5.8	4.0	5.2	×

※庄内川城嶺橋、大留橋、水分橋の調査機関は国土交通省。

※新木津用水について、2021（令和3）年度及び2022（令和4）年度の結果は大手橋での調査結果。

※環境基準及び環境目標適合状況については、75%水質値（年間n個の日間平均値を小さいものから並べたとき、 $0.75 \times n$ 番目の数値）により評価。

※前回計画策定時との比較のため、2012（平成24）年度の実績値を記載。

※庄内川に適用される環境基準値は、2020（令和2）年3月31日に①の地点では3（B）から2（A）へ、②から⑤の地点では8（D）から5（C）へ変更となりました。

※その他の河川に適用される環境目標値は、2022（令和4）年3月31日に8から5へ変更となりました。

※29 BOD（生物化学的酸素要求量）…Biochemical Oxygen Demandの略称で、河川や排水の汚れ具合を表す指標であり、微生物により汚濁物質（有機物）が分解される際に、20℃において5日間に消費する酸素量。

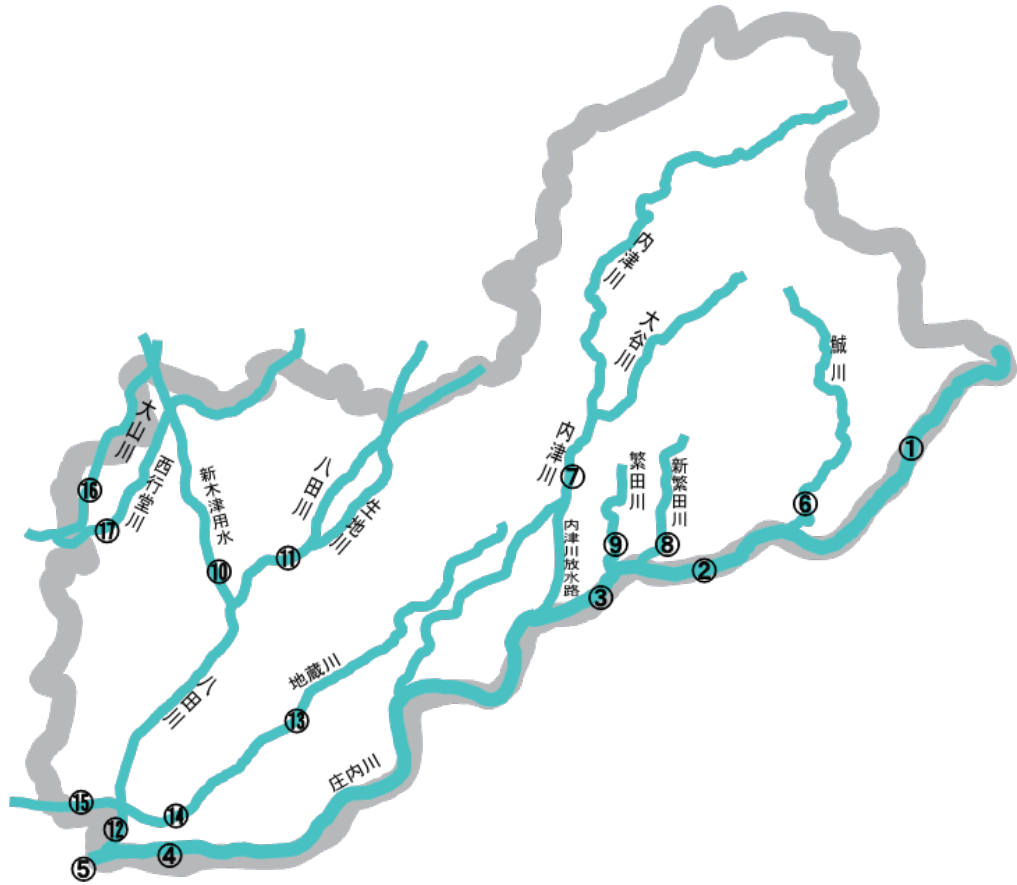


图 3-15 河川水質調査地点

2 今後の課題

(1) 公共下水道による生活排水処理の拡大

公共下水道による水洗化人口は、2022（令和4）年度末で行政区域内人口の約67%を占めています。生活排水処理の更なる拡大には、公共下水道区域の着実な整備と供用開始区域内の未接続家屋所有者への接続促進（接続率^{※30}の上昇）が必要となります。

(2) 合併処理浄化槽への転換

単独処理浄化槽や、くみ取り便槽利用者の生活雑排水は未処理のまま河川等に放流されることから、公共下水道事業計画区域外においては合併処理浄化槽への転換を進めて行く必要があります。

(3) 生活雑排水の汚濁負荷量の削減と浄化槽の適正な管理

公共下水道や合併処理浄化槽であっても、処理施設への過剰な汚濁負荷は正常な処理の継続に支障をきたし、公共用水域の水質悪化へとつながります。また、浄化槽は維持管理が適正に行われることにより機能が維持されることから、検査・点検・清掃の実施が重要となります。このため、汚濁負荷物質の発生源対策及び浄化槽の適正な管理について周知・啓発を行う必要があります。

(4) し尿・浄化槽汚泥処理施設の整備及び維持管理

衛生プラントは1988（昭和63）年度に供用開始され、2016（平成28）年度から2018（平成30）年度に基幹的設備改良工事を実施し、主要設備を15年間延命させる工事を実施しました。2033（令和15）年度に施設の耐用年数を迎えることから、施設整備の方針を検討する必要があります。

※30 接続率（下水道接続率）…公共下水道接続人数÷公共下水道供用開始区域内人口×100で表され、公共下水道が利用できる人口に対して、実際に公共下水道に接続している人口の割合。

第2章 生活排水処理の将来像

1 基本理念

生活排水処理の課題を解決し、快適で衛生的な生活環境を維持するためには行政だけでなく、市民や事業者による相互の協力が必要となることから、本計画における基本理念を次のとおり定めます。

ともに取り組み、次世代へつなぐ良好な生活環境

2 基本方針

基本理念を実現するため、次の2つを基本方針とし、総合的かつ計画的に施策を展開します。

基本方針1 生活排水処理の更なる推進

未処理の生活雑排水の減少には公共下水道や、合併処理浄化槽など生活排水処理施設の更なる整備や利用が必要となるため、これらを更に推進していきます。

基本方針2 し尿・浄化槽汚泥の適正処理

くみ取り便槽や浄化槽から排出されるし尿や浄化槽汚泥は、衛生プラントで処理されます。衛生プラントの安定的な運営はし尿・浄化槽汚泥の適正な処理に必要なため、収集運搬体制の確保や適正な施設管理を進めていきます。

3 計画目標

本計画の目標として生活排水処理率を成果指標として設定し、2022（令和4）年度の実績を基準に、計画の中間年度である2028（令和10）年度に中間目標を、計画最終年度の2033（令和15）年度に最終目標を定めます。

表 3-16 生活排水処理率の現状と目標値

項目	年度	基準値	推計値		目標値	
			中間年度	最終年度	中間年度	最終年度
	2022 (R4)	2028 (R10)	2033 (R15)	2028 (R10)	2033 (R15)	
生活排水処理率		87.3%	88.9%	89.9%	94.0%	97.0%

4 目標達成時の処理人口等の予測

(1) 生活排水処理形態別の人口予測

中間年度である2028（令和10）年度と、計画最終年度の2033（令和15）年度における生活排水処理形態別の人口予測を下表に示します。

表 3-17 生活排水処理形態別の現状と目標値

（単位：人数）

項目	年度	基準値	推計値		目標値	
			中間年度	最終年度	中間年度	最終年度
	2022 (R4)	2028 (R10)	2033 (R15)	2028 (R10)	2033 (R15)	
①行政区域内人口		308,038	306,730	303,545	306,730	303,545
②水洗化・生活雑排水処理人口		269,065	272,696	272,901	288,326	294,439
	(1)公共下水道接続※	205,096	209,512	210,994	209,512	210,994
	(2)合併処理浄化槽	63,969	63,184	61,907	78,814	83,445
③水洗化・生活雑排水未処理人口 単独処理浄化槽		36,637	32,711	29,815	17,689	8,860
④非水洗化人口 くみ取り便槽		2,346	1,323	829	715	246

※本計画の公共下水道接続人口の推計値は独自に推計したものです。目標値については全県域汚水適正処理構想（春日井市編）^{※31}と調整を図り設定しています。

※31 全県域汚水適正処理構想…汚水処理施設を効率的に整備、運営管理するため、各市町村が、地域ごとに適正な整備手法を選定し、これを県がとりまとめた、愛知県の汚水処理施設の整備、運営管理に関する総合的な構想。

(2) し尿及び浄化槽汚泥処理量の予測

推計値と目標値に基づく、し尿及び浄化槽汚泥処理量の予測は次のとおりです。

目標値と基準値である 2022（令和 4）年度を比較すると中間年度である 2028（令和 10）年度は約 2%の減少となり、最終年度である 2033（令和 15）年度と比較すると約 4%の減少となります。

表 3-18 し尿及び浄化槽汚泥処理量の予測

（単位：kL）

項目	年度	推計値		目標値	
	基準値	中間年度	最終年度	中間年度	最終年度
	2022 (R4)	2028 (R10)	2033 (R15)	2028 (R10)	2033 (R15)
①し尿	5,568	4,817	4,153	4,817	4,153
②浄化槽汚泥	48,665	47,952	47,540	48,256	47,842
合計（①+②）	54,233	52,769	51,693	53,073	51,995

第3章 実現に向けた施策

生活排水処理の将来像の実現に向けて、基本方針による長期的な方向性に基づき、計画期間内に次のとおり具体的な施策を実施します。また、各基本方針に関連するSDGsの目標を記載しています。

基本方針1 生活排水処理の更なる推進



施策1-1 公共下水道利用の着実な推進

番号	取組	内容
1	公共下水道の整備の推進	下水道基本計画に基づき、計画的かつ着実な整備を行うとともに、排水量等の現状分析と将来予測に基づき、効率的・効果的な未普及地域の解消を図ります。
2	公共下水道接続率の向上	本市の公共下水道への接続率は2022（令和4）年度末時点で約96%と高い値ではあるものの、接続工事費に対する貸付制度の活用や、供用開始から間もない区域については、未接続家屋への訪問等により、公共下水道への接続率の向上を図ります。

施策1-2 合併処理浄化槽への転換の促進

番号	取組	内容
3	合併処理浄化槽設置費補助	合併処理浄化槽への転換に対する設置費用の一部を補助する制度により、公共下水道事業計画区域を除いた区域において、普及促進を図ります。
4	合併処理浄化槽の有効性の周知・啓発	ホームページやリーフレットにより合併処理浄化槽の有効性について周知・啓発を図ります。

施策1-3 発生源対策

番号	取組	内容
5	汚濁負荷物質の発生抑制に係る啓発	各家庭等における水質汚濁物質の発生源対策を促進し、生活雑排水に含まれる汚濁負荷物質の発生を抑制します。

施策1-4 浄化槽の適正な維持管理

番号	取組	内容
6	浄化槽の適正な維持管理の促進	浄化槽管理者に対して維持管理の重要性や実施方法に関する周知・啓発をホームページやリーフレットにより行い、適正な維持管理を促進します。

基本方針 2 し尿・浄化槽汚泥の適正処理

関連するSDGsの目標	6 安全な水とトイレを世界中に	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	17 パートナーシップで目標を達成しよう
						

施策 2-1 収集運搬計画

番号	取組	内容
7	安定的な収集運搬体制の確保	収集運搬体制はし尿が直営及び委託業者、浄化槽汚泥については収集運搬許可業者で行いますが、今後のし尿及び浄化槽汚泥の収集量に対応できる効率的な体制で実施します。
8	し尿収集運搬事業の合理化に係る協議	し尿の収集運搬については、事業規模の縮小が想定されることから、事業の合理化について委託業者との協議を進めます。

施策 2-2 中間処理施設の安定的な運転・管理

番号	取組	内容
9	し尿・浄化槽汚泥処理施設の適正な管理	施設の老朽化による修繕の必要性を判断するため精密機能検査を実施し、検査結果に基づき適切な修繕を実施します。

施策 2-3 施設の整備

番号	取組	内容
10	次期し尿・浄化槽汚泥処理施設の整備	2033（令和 15）年度に施設の耐用年数を迎えることから、公共下水道の整備状況や、し尿及び浄化槽汚泥の処理量の推計を踏まえるとともに、災害に強い施設整備を進めます。

施策 2-4 再資源化の促進

番号	取組	内容
11	処理汚泥の再資源化方策の検討	衛生プラントの汚泥処理から発生する脱水汚泥及び脱水し渣は焼却後、埋め立て処分されていますが、今後、セメント原料等の再資源化方策や施設更新時には脱水汚泥と生ごみを利用したメタン発酵によるバイオエネルギーの活用等を検討します。

資料編

○ 春日井市廃棄物減量等推進審議会

1 委員名簿

区分	氏名	所属等
学識経験者	◎武田 誠	中部大学（工学部教授）
	波岡 知昭	中部大学（工学部教授）
	行本 正雄	中部大学（工学部教授）
市民	石原 美恵子	かすがい女性連盟
	小澤 正邦	公募委員
	柴田 多恵子	春日井国際交流会・K I F
	○時田 加代子	春日井市婦人会協議会
	中藤 幸子	市政功労者
	二宮 久夫	かすがい環境まちづくりパートナーシップ会議
事業者	片粕 美砂	イオンリテール株式会社
	宮川 賢生	三和清掃株式会社
	山田 眞平	春日井商工会議所

※◎会長、○副会長

※各区分において五十音順（敬称略）

※計画の諮問（2023（令和5）年6月9日）から答申（2024（令和6）年2月7日）までの期間に委嘱していた委員を記載

2 審議の経過

開催年月日	議事内容
2023（令和5）年6月9日 令和5年度第1回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 諮問 ● 春日井市一般廃棄物処理に係る計画の改定等について ● 春日井市ごみ処理基本計画の進捗状況について ● 春日井市生活排水処理基本計画の進捗状況について
2023（令和5）年8月29日 令和5年度第2回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 春日井市一般廃棄物処理基本計画（素案）について
2023（令和5）年10月17日 令和5年度第3回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 春日井市一般廃棄物処理基本計画（中間案）について
2024（令和6）年1月9日 令和5年度第4回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民意見公募手続（パブリックコメント）の結果について ● 春日井市一般廃棄物処理基本計画答申（案）について
2024（令和6）年2月7日	<ul style="list-style-type: none"> ● 答申



3 答申

令和6年2月7日

春日井市長 石黒 直樹 様

春日井市廃棄物減量等推進審議会
会長 武田 誠

春日井市一般廃棄物処理に係る計画の改定等について（答申）

令和5年6月9日付け5春ご第60号で諮問のありました春日井市一般廃棄物処理に係る計画の改定等について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、別添の春日井市一般廃棄物処理基本計画（案）のとおり結論を得ましたので答申いたします。

市長におかれましては、審議過程で各委員から出された意見を十分踏まえ、循環型社会の実現に向けて本計画を着実に推進されることを要望します。

なお、本審議会といたしましては、本計画の推進に当たり特に留意すべき事項を次のとおり申し添えます。

1 ごみステーションの適正管理

ごみステーションは、カラス等によるごみの散乱や違反ごみの排出、町内会加入者と未加入者のトラブルなど、ライフスタイルの変化や町内会加入率の低下等の影響により、これまで通りの方法やルールで管理することが困難化しています。こうした市民生活の実情に寄り添い、ごみステーションの設置や維持管理のあり方について検討を進めてください。

2 事業系ごみの減量対策

クリーンセンターに搬入される事業系ごみの中には、資源化が可能な食品廃棄物や紙ごみ等が見受けられます。事業系ごみの減量や資源化が促進されるよう、排出事業者への啓発指導を行うとともに、周辺自治体の動向を踏まえたごみ処理手数料の適正なあり方についても検討してください。

3 食品ロスの削減

SDGs「持続可能な開発目標」のターゲット12.3では、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食品廃棄物を半減」が目標とされています。本市においても、食品ロスの削減につながる取り組みを積極的に進めてください。

4 プラスチックごみの削減

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっています。本市においても、プラスチック製品の分別収集、資源化について取り組みを進めてください。

5 発火性危険物による火災事故の防止

本市のごみの焼却処理体制は今後、1工場体制による操業を控えていることから、処理が滞る恐れのある充電式電池等に起因する火災事故等を可能な限り避けなければなりません。安全・安心なごみ処理体制が確保されるよう、市民への分別排出の啓発や施設等の防火設備の強化に努めてください。

6 合併処理浄化槽の普及促進

単独処理浄化槽やくみ取り便槽利用者の生活雑排水は、未処理のまま放流されており、公共用水域の水質保全に対する影響が懸念されます。公共下水道事業計画区域外においては、合併処理浄化槽の有効性並びに転換に係る設置費の補助制度の活用について、積極的な周知啓発に努め、合併処理浄化槽の普及促進を図ってください。

○ 中間案に対する市民意見公募

公募期間	2023(令和5)年11月17日(金)から2023(令和5)年12月18日(月)まで
公募の周知	「春日井市一般廃棄物処理基本計画(中間案)」を市役所(ごみ減量推進課、情報コーナー)エコメッセ春日井、清掃事業所、東部市民センター、坂下出張所、各ふれあいセンター、各公民館、レディヤンかすがい、ささえ愛センターに設置するとともに、市ホームページに掲載
公募結果	意見提出者3名、意見数20件

春日井市一般廃棄物処理基本計画

2024（令和6）年3月策定

発行 春日井市

編集 環境部ごみ減量推進課

〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地

電話（0568）85-6222

E-mail gomigen@city.kasugai.lg.jp

